

宍粟市教育委員会規則第 3 号

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

宍粟市教育長 西 岡 章 寿

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(宍粟市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 宍粟市教育委員会公印規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県宍粟市立都多幼稚園長之印	方21	れい書	都多幼稚園長名をも って処理する重要な 文書	都多幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立土万幼稚園印	方24	れい書	土万幼稚園名をもつ て処理する重要な文 書	土万幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立土万幼稚園印	だ円形35 ×15	れい書	土万幼稚園名をもつ て処理する重要な文 書（割印用）	土万幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立土万幼稚園長之印	方21	れい書	土万幼稚園長名をも って処理する重要な 文書	土万幼稚園長	1

」

を

「

兵庫県宍粟市立都多幼稚園長之印	方21	れい書	都多幼稚園長名をも って処理する重要な 文書	都多幼稚園長	1
-----------------	-----	-----	------------------------------	--------	---

に改め、

「

兵庫県宍粟市立波賀幼稚園長之印	方21	れい書	波賀幼稚園長名をも って処理する重要な 文書	波賀幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立野尻幼稚園印	方24	れい書	野尻幼稚園名をもつ て処理する重要な文 書	野尻幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立野尻幼稚園印	だ円形35 ×15	れい書	野尻幼稚園名をもつ て処理する重要な文 書（割印用）	野尻幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立野尻幼稚園長之印	方21	れい書	野尻幼稚園長名をも って処理する重要な 文書	野尻幼稚園長	1

を

「

兵庫県宍粟市立波賀幼稚園長之印	方21	れい書	波賀幼稚園長名をも って処理する重要な 文書	波賀幼稚園長	1
-----------------	-----	-----	------------------------------	--------	---

に改める。

（宍粟市立幼稚園管理規則の一部改正）

第2条 宍粟市立幼稚園管理規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表宍粟市立土万幼稚園の項及び宍粟市立野尻幼稚園の項を削る。

（宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則の一部改正）

第3条 宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表土万幼稚園（休園のため菅野幼稚園へ）の項を削り、同表菅野幼稚園の項中「旧菅野小学校」を「山崎西小学校」に改め、同表波賀幼稚園の項中「（旧野原小学校及び旧道谷小学校の通学区域を除く。）」を削り、同表野尻幼稚園（休園のため波賀幼稚園へ）の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。